

<p>公害防止協定(つづき)</p>	<p>おそれのある業者との間で事業活動に伴う公害を防止するため事業者が取るべき措置を相互の合意形成により取り決める。</p> <p>【根拠法令等】 該当なし</p>	<p>おそれのある業者との間で事業活動に伴う公害を防止するため事業者が取るべき措置を相互の合意形成により取り決める。</p> <p>【根拠法令等】 ・ 玉川村開発指導要綱 ・ 公害防止協定書</p>	
--------------------	--	---	--

協定項目 No.22 - 26 学校教育事業の取扱いについて

<p>事務事業名</p>	<p>現況</p>		<p>ときがわ町 (調整結果)</p>
	<p>都幾川村</p>	<p>玉川村</p>	
<p>奨学資金</p>	<p>【奨学金の貸付け】 該当なし</p>	<p>【奨学金の貸付け】 普通奨学資金 高等学校 年12万円 大学 年24万円 大学(短大) 年24万円 大学(医科・歯科) 年60万円 高等専門学校 年24万円 専修学校・各種学校 (高等課程) 年12万円 (専門課程) 年24万円 特別貸付(入学初年度に1回に交付) 高等学校 10万円 大学 30万円 大学(短大) 16万円</p>	<p>【奨学金の貸付け】 玉川村の例により、実施する。</p>